

【記載例 11】

前年から繰り越された純損失の金額がある場合 《旧措法41の5による繰越控除1年目》

《本年分に係る所得の金額》

- 1 「事業所得・営業等」の「所得金額」 2,000,000円
- 2 「分離長期譲渡所得」の「差引金額」 3,000,000円

《前年から繰り越された純損失の金額》

- 3 「事業所得に係る純損失の金額」(平成15年分) 1,000,000円
- 4 「旧措法41の5による繰越損失額」(平成15年分) 5,000,000円

《第四表(一)》

1 損失額又は所得金額								
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)							⑤4	円
							2,000,000	
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	④ 収入金額	⑤ 必要経費	⑥ 差引金額 (A - B)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額	
			円	円	円		円	
B	短期譲渡	分離譲渡			⑨		⑩55	
		総合譲渡			⑪		⑩56	
	長期譲渡	分離譲渡		円	円	⑫ 3,000,000	⑬57	3,000,000
		総合譲渡			⑭		⑩58	
	一時						⑩59	
C	山林		円				⑩60	

2 損益の通算								
所得の種類	① 通算前		② 第1次通算後		③ 第2次通算後		④ 第3次通算後	⑤ 損失額又は所得金額
	円	第	円	第	円	第	円	円
A	⑤4	2,000,000	⑥	2,000,000	⑦	2,000,000	⑧	2,000,000
B	短期譲渡	⑩56	1	2	3			
		⑩57 △	次	次	次			
	長期譲渡 (特定損失額)		通	通	通			
	総合譲渡	⑩58	算	算	算			
一時	⑩59							
C	山林	⑩60		算			⑫	
D	退職			⑬				
損失額又は所得金額の合計額							⑭65	2,000,000

(記載に当たっての留意事項)

- 1 申告書第四表(損失申告用)(二)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄において、前年から繰り越された純損失の金額(1,000,000円:平成15年分で生じた事業所得に係るもの)を、平成16年分の「事業所得」の黒字(2,000,000円)から差し引きます。
- 2 旧措法41の5による繰越損失額(5,000,000円)を、平成16年分の「長期・分離譲渡」の黒字(3,000,000円)から差し引き、引き切れない金額(2,000,000円)を、上記1で計算した差引後の「事業所得」の黒字(1,000,000円)から差し引きます。
 なお、引き切れない旧措法41の5による繰越損失額(1,000,000円)は、更に翌年以後に繰り越すこととなります。

平成 16 年分の所得税の確定申告書(損失申告用)

3 翌年以後に繰り越す平成16年分の損失額

番号 索引番号

青色申告者の損失の金額		⑥⑥	円				
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		⑥⑦	円				
変動所得の損失額		⑥⑧	円				
被災資産の損失用額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	① 損害金額	② 保険金などで補てんされる金額	③ 差引損失額 (①-②)
	山林以外	営業等・農業		・	円	円	⑥⑨
		不動産		・	・		
山林			・	・			⑦⑪
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		⑦②	円				
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		⑦③	円				

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		④ 平成15年分までに引ききれなかった損失額	⑤ 平成16年分で差し引く損失額	⑥ 平成17年分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (④-⑤)	
A 13年	純損	山林以外の所得の損失	円	円	/	
		山林所得の損失				
		変動所得の損失				
	雑損失	13年が白色の場合	被災事業用資産の損失			
			山林以外			
			山林			
	特定居住用財産の譲渡損失					
B 14年	純損	山林以外の所得の損失			/	
		山林所得の損失				
		変動所得の損失				
	雑損失	14年が白色の場合	被災事業用資産の損失			
			山林以外			
			山林			
	特定居住用財産の譲渡損失					
C 15年	純損	山林以外の所得の損失	1,000,000	1,000,000	0	
		山林所得の損失				
		変動所得の損失				
	雑損失	15年が白色の場合	被災事業用資産の損失			
			山林以外			
			山林			
	特定居住用財産の譲渡損失	5,000,000	4,000,000	1,000,000		
	雑損失					
平成16年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			⑦④	円		
平成16年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額			⑦⑤	円		
雑損控除、医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額			⑦⑥	円		

5 翌年以後に繰り越される平成16年分の雑損失の金額 円

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 円

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 円

資産 整理欄

第四表(二)○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。